

平成 20 年 7 月 16 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』に関する Q&A」および「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い』に関する Q&A」について

(1) Q20 : A : ①について

当初、投資実行時に策定した売却等の計画を、その後の事業環境等の変化によって合理的に見直した場合でも、当初策定した合理的な計画の継続とみなせることを明確にしていきたい。

(理由)

ベンチャーキャピタルが行う投資は、投資時点において売却に関する合理的な計画を策定し、実行しているが、事業環境等の変化によって随時計画の見直しを行うことが通常であるため、このような見直しは、投資時点での合理的な計画とみなすことができる。そのため、当初、投資実行時に策定した売却等の計画を、その後の事業環境等の変化によって合理的に見直した場合でも、当初策定した合理的な計画の継続とみなせることを明確にしていきたい。

(2) Q20：A：なお書きについて

回答のなお書きを削除していただきたい。少なくとも具体的な「売却予定時期」は削除すべきである。

(理由)

実務においては、期間のみにもとづいて投資判断を行うわけではなく、期間以外の要因との関係の中で、総合的に投資判断を行っている。例えば、インカムゲインを一定期間享受した後に、売却することを想定した計画等もあり得ることから、期間のみについて一律に「5年ないし6年」という具体的な制約を定めることは、合理性が認められない。本件は適用指針の検討の際にも期間を明確化することが適当ではないとされているところである。

また、「個別財務諸表における当該株式や出資の評価減」は、連結の範囲の決定に直接関連する内容でもなく、本Q&Aに記載されるべきものではない。

したがって、回答のなお書きを削除することが適当と考えられる。

2. 「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」について

(1) Ⅲ. 8. (1)について

Ⅲ. 8. (1)の「文書化」という表現は、他の適切な表現に改めていただきたい。

(理由)

「文書化」では財務報告に係る内部統制制度における文書化と混同する可能性があるため、表現を改めていただきたい。

(2) Ⅲ. 8. (2)について

「関連する会計基準等」が何を指しているのか例示していただきたい。

(理由)

監査委員会報告第60号5.(2)では、「財務諸表等規則及び本報告への準拠性の検討を行う」とされていたが、本公開草案8.(2)では、「関連する会計基準等への準拠性の検討を行う」と変更された。そのため、「関連する会計基準等」が何を指しているのか不明確となっているので、当該会計基準等について例示をしていただきたい。

以上